

京都市会訓令甲第2号

市会事務局

京都市会電子署名規程を次のように制定する。

令和8年3月13日

京都市会議長 下村あきら

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、議長、副議長若しくは京都市会委員会条例第7条第1項に規定する委員長（以下「委員長」という。）又は市会事務局長が行う電子署名（職責証明書を用いて行うものに限る。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (3) 職責証明書 電子証明書（電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。）のうち、電子署名を行う者の職を証明するためのもので、組織認証局（行政機関の長その他の地方公務員の職の証明に関する業務を行う機関をいう。以下同じ。）が発行するものをいう。
- (4) 職責証明書記録媒体 署名符号（電子署名を行うために用いる符号をいう。以下同じ。）、署名検証符号（署名符号と対応する符号であって、電子署名が当該署名符号により行われたものであることを確認するために用いられるものをいう。）及び職責証明書に記録された情報が電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法により記録された記録媒体をいう。
- (5) 京都市登録分局 組織認証局から委任を受け、職責証明書の発行及び失効に係る申請の受付及び審査、組織認証局への職責証明書の発行及び失効に係る申請並びに職責証明書の交付に関する業務を行う本市の機関をいう。

(電子署名)

第3条 議長、副議長若しくは委員長又は市会事務局長が行う電子署名は、職責証明書を  
用いて行うものとする。

(管理者)

第4条 職責証明書記録媒体の保管及び使用に係る事務を行わせるため、職責証明書記録  
媒体管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、総務課長をもって充てる。

3 管理者は、京都市会事務局規程第1条に規定する課の長（以下「課長」という。）に  
対し、当該課長が属する課の所掌事務に係る第1項の事務を委任することができる。

(職責証明書記録媒体管理補助者)

第5条 管理者（前条第3項の規定により管理者が課長に同項の事務を委任した場合にあ  
っては、当該課長。以下同じ。）は、所属職員又は補佐職員のうちから、職責証明書記  
録媒体管理補助者（以下「管理補助者」という。）を定め、その職務を補助させること  
ができる。

(職責証明書の発行等)

第6条 管理者は、職責証明書の発行を受けようとするときは、総務課長に申請しなけれ  
ばならない。

2 総務課長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を適当と認めた  
ときは、京都市登録分局に対し、職責証明書の発行を申請しなければならない。

3 総務課長は、京都市登録分局から職責証明書の交付を受けたときは、管理者に対し、  
当該職責証明書に係る職責証明書記録媒体を交付しなければならない。

4 管理者は、職責証明書記録媒体及び暗証符号（職責証明書記録媒体を使用して電子署  
名を行う際に必要な符号をいう。以下同じ。）を盗難、漏えい、不正使用等のないよう  
に厳重に保管しなければならない。

(電子署名の手続)

第7条 職員は、電磁的記録に電子署名を行う必要があるときは、職責証明書記録媒体を  
保管する所属に対し、電子署名を行うための申請をしなければならない。

2 管理者又は管理補助者は、前項の規定による申請があった場合において、電子署名を  
行う必要がある電磁的記録と当該電磁的記録に係る決定書とを照合し、当該申請の内容  
を適当と認めたときは、職責証明書記録媒体を使用して電子署名を行うものとする。

(職責証明書の失効)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに総務課長に職責証明書の失効を申請しなければならない。

- (1) 職責証明書記録媒体の盗難、紛失その他の事故があったとき。
- (2) 暗証符号が漏えいしたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、職責証明書が不正に用いられ、又は不正に用いられるおそれがあるとき。
- (4) 職責証明書の使用を中止するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めるとき。

2 総務課長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を適当と認めたときは、京都市登録分局に対し、職責証明書の失効を申請しなければならない。

(事故報告)

第9条 管理者は、前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、別に定める様式により、直ちに総務課長に報告しなければならない。

(管理台帳)

第10条 総務課長は、職責証明書記録媒体を適切に管理するため、管理台帳（職責証明書記録媒体を適切に管理するために必要な事項として別に定めるものを記録した電磁的記録をいう。）を整備しなければならない。

(使用状況の調査及び報告)

第11条 総務課長は、管理者に対し、職責証明書記録媒体の保管、使用状況その他の事項について調査し、報告を求めることができる。

(職務代理の場合の電子署名)

第12条 地方自治法第106条の規定により議長若しくは副議長の職務を代理する者又は京都市会委員会条例第9条の規定により委員長の職務を代行する者は、当該議長、副議長又は委員長の職責証明書を用いて電子署名を行うものとする。

2 京都市会事務局規程第5条の規定により市会事務局長の職務を代理する者は、市会事務局長の職責証明書を用いて電子署名を行うものとする。

(補則)

第13条 この訓令において別に定めることとされている事項及びこの訓令の施行に関し必要な事項は、総務課長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(市会事務局総務課)